

日 本 國 政 府

外貨債抵当権復原についての諸問題

(二四三九埋・企)

一、実体的問題

(一) 抵当権復原のための法的措置において外貨債処理法の効果にふれるかどうか

(1) 同法の効果を全面的に取消すか

(2) 同法第九條第二項の効果を取消すか

(3) 同法の効果には全然ふれずにおくか

(4) 右の場合財産の管理責任者は誰とするか—受託会社の復活の
可能性
省 蔵 大

(二) 外債担保権が第一順位となる関係上、次順位となる内債の債

権者の救済をどうするか。内債債に対する政府保証の問題

(三) 会社資産の担保余力減少により資金調達が困難にならないか

(四) 会社としては第三者の債務につき担保を提供することになるが、

裏面白紙

日 本 國 政 府

政府と会社との關係をどう見るか。損失補償、保証契約の必要性

三 技術的問題

- (一) 復原は法律によるか、ポツダム政令によるか
- (二) 開戦時の担保物件のその後の変動をどうするか
 - (1) 工場財團の内容を訂正して登記するか
 - (2) 一應抹消登記を復活させるか
 - (3) 準備期間の長短
- (三) 復活の時期を何時にするか、溯及の有無。
- (四) 内國債担当株者の順位低下に対する同意をどうして得るか
 - (1) 社債権者集会の議決をとるか、手續的困難
 - (2) 受託会社の責任で承認を與え得るか、立法措置
 - (3) 立法措置により同意ありと看做すか

大 藏 省

裏面白紙

日 本 國 政 府

（五）電氣事業法第十九條の社債権者（担保附でない社債権者）も利害関係人として、その承諾を求めるか

六 登記に関する問題

（一）不動産登記法第六十五條による関係者の承諾書を不要とする

か（四）の（三）と関連）

（二）外貨債処理法により抵当権抹消後、登記簿が滅失したため、現在の登記簿に記載のない外貨債抵当権の存在した証明を誰がするか、行政官廳、裁判所

七 抵当権者は誰とするか

三 集中排除との関係

四 担保物件の現状調査の促進

大 蔵 省

裏面白紙

日 本 政 府



外貨社債物上担保権設定令（案）

理、外、企二四四一四

第一條 この政令は、外貨社債の総債権者の権利を保全するため、
外貨債処理法（昭和十八年法律第六〇号）第九條第二項の規定に
より消滅した外貨社債の物上担保権を再び設定することを目的と
する。

第二條 この政令は、外貨債処理法の效力に影響を及ぼすものではない。
第二條 この政令において「外貨社債」とは、米貨又は英貨により
表示され、かつ外貨債処理法第九條第一項の規定により元利支拂
義務を政府に承継された社債であつて、別表第一欄に掲げるもの
をいう。

第三條 大蔵大臣は、外貨社債の元利支拂を担保するため、別表第
一欄に掲げる夫々の外貨社債（信託電力株式会社有価証券六分五
厘利減債基金社債を除く。）について、別表第三欄に掲げる財
産の上に第四欄に掲げる順位の特当権を設定しなければならぬ。

大 蔵 省

裏面白紙

日 本 政 府

なければならぬ。

第七條 大蔵大臣は、管理人を選任して第三條及び第四條によつて
設定された抵当権を保全するために必要な事項を取扱わせること
ができる。

2 管理人が前項の規定により抵当権を保全するために要する経費
は、國の負担とする。

3 第一項の管理人の選任若しくは解任の手続、責任の範圍その他
管理人の職務に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

第八條 何人も、左に掲げる行爲をしようとするときは、大蔵大臣
の許可を得なければならぬ。

一 外貨社債の抵当権の目的物を譲渡し、処分し又は担保に供與
しようとするとき

二 外貨社債の抵当権の目的物に關する担保権を行使しようとする
るとき

大 藏 省

裏 面 白 紙

日 本 政 府

三 前二号に掲げる場合の外命令に定める行爲をしようとするとき

前項の規定に違反した行爲は、無効とする。

第九條 大蔵大臣は、必要があるときは、人及び事項を指定して、前條の制限を免除することができる。

第十條 大蔵大臣は、第三條及び第四條の規定により設定された抵当物の目的物の変更の登記を登記所に委託することができる。

第十一條 第六條及び前條の登記に関する特例は、命令で定める。

第十二條 第十條の規定による登記については、登録税を課さない。

第十三條 大蔵大臣は、外貨債の抵当物の保全に関し必要があるときは、認めるときは、抵当物の目的物の所有者その他の関係者から報告若しくは資料を徴し、又は当該職員に、必要を場所立ち入り、抵当物の目的物若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

大 蔵 省

裏面白紙

日 本 政 府

2 当該職員が、前項の規定により立入検査をする場合においては、その身分を示す書類を携帯し、且つ、關係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

第十四條 第七條の規定により選任された管理人がその職務を怠つた場合には、円以下の罰金に処する。

第十五條 第八條第一項の規定に違反した者は、円以下の罰金に処する。

第十六條 第十三條第一項の規定に違反し報告若しくは資料を提出せず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の出入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、これを、円以下の罰金に処する。

第十七條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して、前三條の規定に違反したときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して、

大 藏 省

裏面白紙

日 本 政 府

各本條の罰金を科する。

附 則

第十八條 この政令は、公布の日から、これを施行する。

大 藏 省

裏
面
白
紙

日 本 政 府

調 表

第一欄 外貨社債の名称	第二欄 担保財産の所有者	第三欄 担保財産の内容	第四欄 抵当順位
大同電力株式会社社債 抵当七分利減債基金附 金貸社債「A号」	日本発送電株式会社	名古屋司法事務所西志 賀出張所登記第十六号 工場財團	第一順位
大同電力株式会社社債「フ アースト・エンド・ゼ ネラル・モーゲージ」 六分五厘利減債基金附 金貸社債	日本発送電株式会社	名古屋司法事務所西志 賀出張所登記第十七号 工場財團	第一順位
前邦電力株式会社社債 抵当(関西地区)七分 利減債基金附金貸社債 「A号」	日本発送電株式会社 中部配電株式会社 関西配電株式会社	名古屋司法事務所古沢 出張所登記第十五号工 場財團	第一順位
伊達電力株式会社社債 抵当六分五厘利減債基 金附社債	日本発送電株式会社	関西地区所在不動産 長岡区裁判所下船渡出 張所登記第二号工場財 團	第一順位

大 藏 省

裏 面 白 紙

日 本 政 府

宇治川電氣株式會社 附金貨社債	東京電燈株式會社 附金貨社債	東京電燈株式會社 附金貨社債	日本電力株式會社 附金貨社債
關西配電株式會社	關西配電株式會社	關西配電株式會社	關西配電株式會社
京都司法事務局伏見出張所 附金貨社債	谷村司法事務局存記第一號 附金貨社債	谷村司法事務局存記第一號 附金貨社債	谷村司法事務局存記第一號 附金貨社債
第一 一 一 位	第一 一 一 位	第一 一 一 位	第一 一 一 位

大 藏 省

裏 面 白 紙